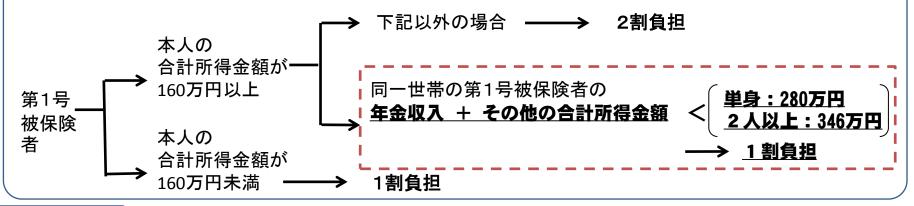
一定以上所得者の負担割合の見直しについて

平成27年8月施行

基準

- 65歳以上の被保険者のうち所得上位20%に相当する基準である合計所得金額160万円以上の者(単身で年金収入のみの場合、280万円以上)を基本とする。
- 合計所得金額が160万円以上であっても、実質的な所得が280万円に満たないケースや2人以上世帯における負担能力が低いケースについては、その負担能力を考慮し、「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身で280万円、2人以上世帯で346万円未満の場合は、1割負担に戻す。



事務

- ①各第1号被保険者の所得情報及び世帯構成に基づく判定事務
- ②事業者等が各被保険者の負担割合を確認できるよう、利用者負担割合を証する書面を発行する事務

判定

- 〇 住民税で用いる前年所得に係るデータに基づきシステムで職権判定。
- 海外から転入した者等前年所得が不明である場合には、1割負担。
- 〇 要介護(支援)認定を受けている者が他市町村に転出する際に受給資格証明書を転出元市町村が発行する場合、当該受給資格証明書に、負担割合及び当該負担割合を1割とした場合の判定要件等の情報を記載することとし、転入先市町村の判定事務に活用。

負担割合の変更があるケースとその場合の過誤調整方法

(住民税の所得更正による場合)

- 負担割合証の有効期間の始期である直近の8月(※1)まで遡って変更。
 - → 保険者が被保険者との間で調整
 - ※1 税の遡及に応じて、時効の範囲内で更に遡ることもあり得る。

(世帯員の転出入等による場合)

- 世帯員の転出入、死亡などにより世帯内の第1号被保険者数が変わり、負担割合が変更となる場合は、 当該事実があった月の翌月初日(※2)から変更。
 - ※2 当該日が月の初日の場合には、その月から負担割合を変更する。以下同じ。
- 当該事実の発覚(届出)が遅れた場合にも、当該事実があった月の翌月初日から変更。(遡及変更)
 - → 保険者が被保険者との間で調整

(65歳到達の第1号被保険者の場合)

- 65歳到達の第1号被保険者については、判定により2割となる場合、年齢到達月の翌月初日から変更。
 - → 要介護(支援)認定を受けた第2号被保険者に発行する負担割合証に65歳到達後の負担割合を併記

(事業所窓口で負担割合証の持参忘れ等により負担割合が不明な場合)

- ケアマネジャー等に確認してもなお不明な場合は、事業者が仮で2割を徴収する取扱いも可。
 - → 後日1割負担だということが分かった場合は、事業者が被保険者との間で調整

負担割合証

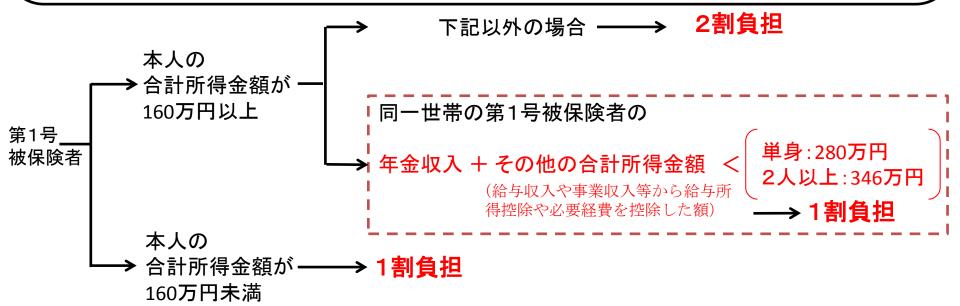
- 1割負担の者も含め、認定者全員に交付
- 有効期間は、当該年度の8月1日から翌年度の7月31日まで

その他

- 新たに年金収入+その他の合計所得金額の情報が必要となるため、税システムの改修が必要な場合あり。
- 保険料滞納者への給付制限は現行同様3割。

介護保険の自己負担が2割となる「一定以上所得者」の判定基準

- 〇 介護保険の自己負担が2割となる一定以上所得者については、基本的に第1号被保険者である高齢者本人の合計所得金額(※1)により判定を行い、世帯の中でも基準以上(160万円以上(※2)、 年金収入に換算すると280万円以上)の所得を有する方のみ利用者負担を引き上げることとする。 〇 しかしながら、
 - ・ その方の収入が給与収入、事業収入や不動産収入といった<u>年金収入以外の収入を中心とする場合には、実質的な所得が280万円に満たないケースがある</u>こと
 - ・ 夫婦世帯の場合には、配偶者の年金が低く、世帯としての負担能力が低いケースがあることから、以下のように、その世帯の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円、2人以上世帯で346万円(※3)未満の場合は、1割負担に戻すこととする。



- ※1 合計所得金額とは、収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した 後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額
- ※2 被保険者の上位20%に該当
- ※3 280万円+5.5万円(国民年金の平均額)×12 ≒ 346万円

高額介護サービス費の見直しについて

基準

- 同一世帯内の第1号被保険者に現役並み所得相当の者がいる場合に、その世帯の負担の上限額を 44,400円とする。 〈見直し後〉
- 現役並み所得相当の者の基準(政令で規定予定)は、高齢者医療と同様とし、
 - · 課税所得145万円以上
 - ・ ただし、課税所得145万円以上の場合でも、 同一世帯内の第1号被保険者の収入が 1人のみの場合383万円 2人以上の場合520万円 に満たない場合には、一般に戻す。 (上限37,200円)

	自己負担限度額(月額)
現役並み所得相当	<u>44, 400円</u> (世帯)
一般	37,200円(世帯)
市町村民税世帯非課税等	24,600円(世帯)
年金収入80万円以下等	15,000円(個人)

申請主義と申請勧奨

- 前年の収入により判定するため、被保険者による申請が必要。
- 次のいずれにも該当する者に申請を勧奨(課税情報を把握した後の7月頃)
 - ・ 世帯内に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいる(※)
 - ・ 世帯内に要介護(支援)認定を受けている者がいる
 - ※ 年金収入+その他の合計所得金額により、収入が383万円(2人以上の場合520万円)以上となることが 自明である場合は、勧奨の対象とする必要はない。
- 当該申請により基準を下回る場合には、申請があった月の翌月初日から上限を37,200円とする。

その他

○ 税システムから新たに高齢者医療と同様、課税所得を入手する必要。

補足給付の見直しについて

平成27年8月& 平成28年8月施行

概要

- ① 配偶者の所得の勘案【平成27年8月施行】 世帯分離していても配偶者の所得を勘案
- ② 預貯金等の勘案【平成27年8月施行】 預貯金等について、単身の場合は1000万円以下、夫婦の場合は2000万円以下であることを要件に追加
- ③ 非課税年金の勘案【平成28年8月施行】 第2段階と第3段階は、年金収入及び合計所得金額の合計額で判定しているが、遺族年金及び障害年金といった非課税年金の額もこの額に含めて判定

①配偶者の所得の勘案

(確認方法)

- 配偶者の有無については、申請書に配偶者の氏名、生年月日、住所等の欄を設け、申請に当たり記入。
- 〇 必要に応じて戸籍調査を実施。

具体的には、

- ・補足給付申請者の本籍地の市町村に対し、補足給付申請者の戸籍を照会し、配偶者の有無を確認
- ・配偶者の住所地市町村に配偶者の所得を照会
- とする方向で調整中。

(配偶者の範囲)

- 婚姻届を提出していない事実婚も含む。
- ①DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や、②行方不明の場合、③①②に準ずる場合(※) は対象外。
 - ※ ①、②に準ずる場合を幅広く解することは適当でないが、たとえばDV防止法における暴力を行った者が 補足給付申請者となる場合などが考えられる。

②預貯金等の勘案(1)

(預貯金等の範囲)

- 勘案の対象とする預貯金等の基本的考え方は以下のとおり
 - 資産性があるもの、換金性が高いもの、かつ価格評価が容易なものを資産勘案の対象とする。
 - 価格評価を確認できる書類の入手が容易なものについては添付を求める。

種類	対象か否か	確認方法
預貯金(普通・定期)	0	通帳の写し(インターネットバンクであれば口座残高ページの写し)
有価証券(株式・国債・地方債・社債 など)	0	証券会社や銀行の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
金・銀(積立購入を含む)など、購入 先の口座残高によって時価評価額 が容易に把握できる貴金属	0	購入先の銀行等の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
投資信託	0	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
タンス預金(現金)	0	自己申告
負債(借入金・住宅ローンなど)	0	借用証書など
生命保険	×	_
自動車	×	_
貴金属(腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの)	×	_
その他高価な価値のあるもの(絵 画・骨董品・家財など)	×	_

②預貯金等の勘案(2)

(適正な申告の確保方策)

- ① 通帳の写し
 - 申請の際、申請日の直近から、原則として2か月前までの通帳の写しを添付。
 - 提出は必要に応じ求める(毎年までは求めないことも可)。
- ② 不正行為への加算金
 - ・ 給付した額の返還に加えて給付額の最大2倍の加算金(給付額含め3倍)を課すことができる。
- ③ 金融機関への照会
 - ・ 法203条に基づき銀行等への預貯金の照会を行うことが可能であり、必要に応じて実施。
 - 申請書に、預貯金等の金融機関への照会について本人及び配偶者(内縁含む)の同意記入欄を設ける。
 - ・ 金融機関への照会方法については、本店一括照会の活用の可能性も含め、関係団体と調整中。

③非課税年金の勘案

(勘案する年金の範囲)

- 勘案する年金としては、
 - ・国民年金法による遺族基礎年金・障害基礎年金
 - 厚生年金保険法による遺族厚生年金・障害厚生年金
 - ・共済各法による遺族共済年金・障害共済年金
 - 等を想定しており、具体的には告示で定めることとする。

(判定方法)

- 市町村に年金保険者から非課税年金に係る情報を提供する仕組みを設けることを現在検討中。
- 各市町村には、特別徴収対象者と同様に、国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会を経由して情報提供が行われ、これにより判定する仕組みとする予定。

その他

(激変緩和措置のための団体への配慮要請)

- 今般の見直し(①配偶者の所得の勘案及び②預貯金等の勘案)に伴い、
 - 1)変更後の手続の説明や代行等の協力
 - 2)施行日現在入所しておりこれまで第1段階から第3段階に該当していたが、今回の見直しにより第4段階となる方に対し、各施設の判断で負担増の激変緩和を図る観点から、食費・居住費の額について、基準費用額を上限として設定する等の配慮措置を講じていただくこと

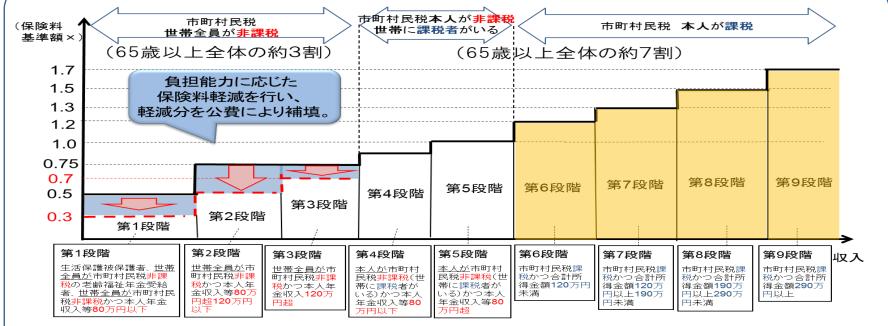
について、厚生労働省から全国老人福祉施設協議会等に要請をする方向で調整中。

○ 厚生労働省から要請した際には、各自治体においても、制度改正の周知とあわせて、管内の施設に可能 な限りこの要請の内容を踏まえた対応を頂けるよう、周知等の協力をお願いする予定。

第1号保険料の多段階化・軽減強化について

平成27年4月施行

標準段階の見直し



- 第6~第9段階の境界となる合計所得金額及び標準乗率については、第1弾政省令に規定予定。
- 市町村民税課税層の更なる多段階化や、各段階の乗率については、これまでと同様に各保険者の裁量により設定可能。
- 調整交付金も、この新たな標準段階に応じて算定。

公費による保険料軽減の強化

(軽減幅)

○ 平成27年度予算で決定し、年度末政令で規定(各市町村の軽減幅については、政令で定める軽減幅の範囲内で条例に規定。)。

(支出方法)

○ 市町村は低所得者の保険料軽減に要する費用を全額一般会計から特別会計に繰り入れ、国がその費用の1/2、都道府県がその費用の1/4を負担し、市町村の一般会計に交付。